

公共工事の前金払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第1項に規定する前金払（以下「前金払」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 前金払の適用対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事（以下「公共工事」という。）であって、契約金額が100万円以上のものとする。

(前金払の金額)

第3条 前金払の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する金額とする。

(1) 土木建築に関する工事（次号から第4号までに掲げるものを除く。） 契約金額の4割

(2) 土木建築に関する工事の設計又は調査 契約金額の3割

(3) 土木建築に関する工事の測量 契約金額の3割

(4) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 契約金額の3割

2 前項第1号に掲げる工事のうち、次に掲げる要件の全てに該当する工事は、既にした前金払に追加して、契約金額の2割に相当する金額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の金額に相当すること。

(4) 当該工事の工期が4か月を超えるもの（競争入札に付する場合にあっては、開札の日（次年度予算に係る発注で開札の日が当該年度の3月31日以前の案件については次年度の4月1日、議会の議決を要する案件については議決予定日）から起算するものとする。）であること。

3 第1項第1号及び前項の規定により算出した金額に10万円未満の端数があるとき、並びに第1項第2号から第4号までの規定により算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(前金払の告知)

第4条 前金払の対象となる公共工事を競争入札により発注する場合は、次に掲げる事項を入札

条件として、入札公告に記載しなければならない。

- (1) 前金払、中間前金払の対象となる公共工事であること
- (2) 前金払、中間前金払の金額

(前金払の適用対象となる公共工事請負契約書の特約事項)

第5条 前金払の適用対象となる公共工事の請負契約書には、次に掲げる特約事項を記載しなければならない。

- (1) 公共工事の受注者（以下「受注者」という。）は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結し、かつ、当該保証契約に係る前金払保証証書（中間前金払に係るものを含む。以下同じ。）を府に寄託しなければならないこと。
- (2) 前金払をした公共工事について出来高払をするときは、出来高払金の額から前金払に出来高歩合を乗じて得た金額を控除するものとすること。
- (3) 受注者は、支払を受けた前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する金額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当してはならないこと。
- (4) 契約内容を変更した結果、契約金額に変更が生じ、契約変更後の契約金額（以下「新契約金額」という。）が契約変更前の契約金額（以下「旧契約金額」という。）に比して100分の20以上増加した場合において受注者から請求があったときは、府は、新契約金額につき第3条に定めるところにより算出した前金払（以下「新前金払」という。）の金額と契約変更前の前金払（以下「旧前金払」という。）の金額との差額を受注者に追加払いをし、新契約金額が旧契約金額に比して100分の25以上減少したときは、受注者は、府が指定する日までに、旧前金払の金額と新前金払の金額との差額を府に返還すること。

(契約期間が複数年度にわたる契約に係る特例)

第6条 契約期間が複数年度にわたる契約における第3条第1項及び第2項各号列記以外の部分の規定の適用については、同条中「契約金額」とあるのは、「当該会計年度の支払限度額」とする。

(前金払保証証書の受託及び保管)

第7条 府が前金払保証証書の寄託を受ける場合においては、当該前金払保証証書の原本のほか、その写し1通（支出証拠書類を保管する部局と当該工事を発注した部局が異なる場合に限る。）を提出させるものとする。

2 原本は支出証拠書類として保管し、写しは工事を発注した部局において保管する。

(前金払をするときの添付資料)

第8条 前金払をするときの支出命令伺書には、受注者の請求書、前金払保証証書のほか、当初

の前金払にあっては着工届を、中間前金払にあっては「中間前金払認定調書」（様式第1号）の写しを添付しなければならない。

（中間前金払と部分払の選択）

第9条 中間前金払の対象となる工事において、中間前金払と部分払（大阪府財務規則第70条に規定する部分払をいう。以下同じ）とのいずれを請求するかは、受注者が選択できるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による選択を、契約を締結する前に「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」（様式第2号）を提出することにより行わなければならない。
- 3 前項の届出書の提出後は、第1項の規定による選択の変更は認めない。

（契約期間が複数年度にわたる契約に係る中間前金払の特例）

第10条 契約期間が複数年度にわたる契約における第3条第2項各号の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「契約を締結した会計年度にあっては工期の初日から当該会計年度末までの期間、契約を締結した会計年度及び最終の会計年度以外の会計年度にあっては各会計年度の初日から各会計年度の末日までの期間又は最終の会計年度にあっては当該会計年度の初日から工期の末日までの期間」と、同項第3号中「既に行われた当該工事」とあるのは「当該会計年度において既に行われた当該工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度における支払限度額」とする。

- 2 契約期間が複数年度にわたる契約において、各会計年度の末期（最終の会計年度を除く。）に行う部分払については、前条第1項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

（中間前金払の認定請求及び要件認定等）

第11条 中間前金払を受けようとする受注者は、「中間前金払認定請求書」（様式第3号）に、「工事履行報告書」（様式第4号）その他必要に応じて府が求める資料を添付して認定の請求を行わなければならない。

- 2 府は、前項の受注者が提出した資料により、第3条第2項に規定する要件を満たしていることを認定するものとする。
- 3 府は、提出を受けた資料の出来高の数値等に疑義があるときは、受注者に対し、当該数値等の根拠となる追加資料の提出及び現地立会を求めるものとする。
- 4 工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を認定対象とする出来高に含めることができる。
- 5 大阪府請負契約変更事務処理要綱第3条に規定する設計変更に関する協議書（以下「設計変更協議書」という。）により、新規工種等の追加指示が行われたときは、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。この場合において、出来高の算出は、次の計算式によるものとする。

出来高＝（B+C）/A

A：中間前金払の支払請求時点における契約金額

B：中間前金払の支払請求時点における契約内容に対応した出来高

C：契約書の変更が未実施の部分の出来高（設計変更協議書による指示に係るものに限る。）

6 前項の規定により新規工種等に係る出来高を認定対象に含めることは、受注者が出来高計算の際に用いた単価、数量等を府として確認したことを意味するものではない。

7 第1項の規定による認定の請求があったときは、受注者が提出する資料について内容の不備又は提出の遅滞があった場合その他特別の事由がある場合を除き、当該請求を受けた日から10日以内（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する府の休日を除く。）に「中間前金払認定調書」により認定結果を受注者に通知するものとする。

（取扱いの特例）

第12条 公共工事の前金払について、この要綱の定めにより難いときは、知事が別に定めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年2月8日から施行し、随意契約については同年4月1日以降に契約を締結する案件から、競争入札に付する契約については同年4月1日以降に公告する案件から適用する。

（旧内規の廃止）

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律による前払金取扱内規（昭和46年11月5日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、随意契約については同年8月1日以降に契約を締結する案件から、競争入札に付する契約については同年8月1日以降に公告する案件から適用する。

- 附 則
(施行期日等)
- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、随意契約については同日以降に発注する案件から、競争入札に付する案件については同日以降に公告する案件から適用する。
(前金払の適用対象となる公共工事請負契約書の特約事項の特例)
- 2 前金払の適用対象となる公共工事の請負契約書には、第 5 条第 3 号に規定するもののほか、平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができることを特約事項として記載しなければならない。
(遡及適用)
- 3 随意契約のうち平成 28 年 6 月 30 日までに発注した案件及び競争入札に付した案件のうち同日までに公告した案件で、平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに請負契約を締結した案件については、当該工事を発注した部局と受注者間で協議し、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を前項のとおり変更した上で、同様に取り扱うことができる。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

中間前金払認定調書

様

発注者 (契約担当者)
(公印省略)

下記工事について進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する（認定することができない）。

記

契約番号	
工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
契約金額	
摘要	

(様式第2号)

年 月 日

中間前金払と部分払との選択に係る届出書

(契約担当者) 様

受注者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記工事について、公共工事の前金払に関する要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 中間前金払を選択します。なお、本工事に関し、公共工事の前金払に関する要綱第10条第2項の特例による場合を除き、部分払の請求はいたしません。
- 2 部分払を選択します。なお、本工事に関し、中間前金払の請求はいたしません。

記

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	
摘 要	

(注) 1又は2を選択し、□にチェックすること。

本書提出後の選択の変更は認めない。

(様式第3号)

年 月 日

中間前金払認定請求書

(契約担当者) 様

受注者 所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記工事について、公共工事の前金払に関する要綱第11条第1項の規定に基づき、中間前金払の要件について認定を請求します。

記

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
契 約 金 額	
摘 要	(添付資料) • 工事履行報告書

(様式第4号)

年 月 日

工事履行報告書

契約番号			
工事名			
工期			
月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考
(記事欄)			

現場代理人	主任(監理)技術者

《備考》

必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。